

インターンシップと職場体験学習をめぐる諸問題
――いわゆるニート問題に寄せて――

佐々木享

内容目次

はじめに――ニート対策に職場体験学習をという発想をめぐって

- (1) ニートとは何か
- (2) フリーター化、ニート化の遠因とその対応策
- (3) 日本の子どもたちの労働の経験から

I. 日本の子どもたちはよく働いていた

- (1) 子守り学校
- (2) 工場の幼年労働
- (3) 子どもたちが働いていたことをしめす「農繁期休業」
- (4) 青年期の分裂――青年大衆は働いていた
- (5) (旧制) 中等学校生徒における労働体験の欠如
- (6) 制度化された農繁期休業
- (7) 労働の強制――戦時中の勤労働員

II. 戦後の子ども・青年の労働

- (1) 戦後初期の子どもの労働
- (2) 死語になった「農繁期休業」
- (3) 学齢期の子どもも働いていた――夜間中学の存在
- (4) 高校進学率の向上――青年期の様相の変化
- (5) 子ども・青年における労働体験の減少と「勤労体験学習」の登場
- (6) 学習指導要領版「勤労体験学習」の破綻

III. 職場体験学習、インターンシップの誕生と盛行

- (1) 中学生の「職場体験学習」
- (2) 高校生のインターンシップ
- (3) 奉仕活動義務化の動き

IV. 就労体験学習あるいはインターンシップの課題

- (1) インターンシップの登場
- (2) 就労体験学習あるいはインターンシップの可能性と課題
- (3) 就労体験学習あるいはインターンシップと教師

むすびに代えて

- (1) 労働市場の改善を
- (2) 「総合的な学習の時間」の帰趨と「勤労体験学習」
- (3) 労働学習は平和な環境で

はじめに――ニート対策に職場体験学習をという発想をめぐって

(1) ニートとは何か

最近ニートという注目されている概念は、イギリスで注目され始めた概念で、Not in Education, Employment, or Training の頭文字をとった略称で、学校に通学しているわけでもなく、職業訓練を受けているわけでもなく、失業者でもなく、以前から注目されていたフリーターでもないし、働く意欲をもたずにブラブラしている若者たちを総称しているとされる。日本でも近年にわかにその存在が注目されるようになった〔注〕。

〔注〕 玄田有史・曲沼美恵『ニート――フリーターでもなく、失業者でもなく』（幻冬社、2004年）

ただし日本には若者に対する公的職業訓練施設はないに等しいほど僅かだから、日本ではニートではなく「ニー」Not in Education or Employment と称すべきだと揶揄する意見もあることをつけ加えておく。

(2) フリーター化、ニート化の遠因とその対応策

ニートをめぐる諸家の見解は『技術教育を語る会会報』No. 62、63号に丁寧に採録されているが、これらについてコメントすることは差し控える。

ただしここでは、このような問題への政府の対応策を最近の新聞〔注〕が次のように伝えていることのみを紹介しておく。

〔注〕『朝日新聞』2004年12月25日付け。

「厚生労働、文部科学など5閣僚でつくる若者自立・戦略会議は24日、若者向けの雇用対策『若者自立・挑戦プラン』の取り組みを示した行動計画をまとめた。年5日以上、中学生が職場を体験する職業教育やニートと呼ばれる働く意欲のない若者への対策などを盛り込んだ。各省は05年度政府予算案に、今年度の約3割増にあたる計679億円を計上した。／プランでは、働く意欲の向上や若者の採用を増やす策として、①中学生を中心に年5日以上、保育所や商店などで実際に働く職場体験を05年度は全都道府県に広げる②若者無業者を集団生活させ、生活訓練や職業体験をさせる『若者自立塾』を全国約20ヶ所で実施③職場の教育訓練費を増額させた企業に対して、法人税額を一部控除する措置、などを盛り込んだ。」

諸家の見解の中にも、青年たちのフリーター化、ニート化の遠因を中学生・高校生の時代の労働体験の欠如にもとめる意見は少なくない。そこからこれを克服するために就業体験をという発想が生まれる。しかしこれは、筆者には短絡しているように思われる。中学生・高校生の時代の労働体験の欠如は、問題のほんの一部に過ぎないと考えられるからである。問題の基本は、むしろ、外部労働市場などの名において不安定就業者により景気変動に対応しようとする資本の政策動向がある〔注〕ととらえるべきものとする。

〔注〕 企業のアルバイトや派遣業者への依存度を調べるのは、意外に困難が多いらしい。例えば、労働政策研究・研修機構は総務省統計局『平成13年度事業所・企業統計調査』に基づいて、民間事業所における産業別派遣又は下請け従業員数の割合は6.4%だったとしている。『Business Labor Trend』2005年2月号、45頁による。この数値は、筆者らの実感からは程遠いように思われる。

(3) 日本の子どもたちの労働の経験から

しかしながら、フリーターやいわゆるニートの発生が問題視されている背景に高校生や青年たちの職業意識の脆弱化を指摘する意見が一定の支持を得ている事実は否めない。こうした中で、以下に述べるように、若者たちの労働体験の欠如が自覚的にとらえられ、高校や大学の生徒・学生に対するインターンシップや中学生に労働体験の場を組織化する「就業体験」が盛行するようになったと考えられる。

元来日本の子どもたちはよく働いていた。子どもたちが労働経験をもたなくなったのは、ごく最近になってのことである。こうした経過の中で、でわたくしたちは、ニート対策のいわば一時しのぎの問題としてではなく、現代教育がかかえるより根本的な問題の一つとして、子ども・青年に対する労働体験がもつ意義や労働教育の内容や方法を考えてみたい。

1. 日本の子どもたちはよく働いていた

元来、日本の子どもたちは、よく働いていた。

子ども・青年の労働が問題になるのは、維新後の1872（明治5）年の「学制」により近代学校が制度化されて以後のことである。それ以前の社会では、子どもは成長すれば働くことが当然とされていたのだから。

(1) 子守り学校

たとえば、女子の就学率は長らく男子のそれより著しく低かった。彼女たちは弟妹の子守りに動員されていたし、近所の子どもの子守に雇われていたことが多かったからである。NHKのテレビドラマ「おしん」には、他家へ雇われていった学齢期の幼いおしんが乳児を背負って学校の教室を覗いている姿、それをみかねた教師が乳児を背負ったおしんを教室に招き入れるなど、明治期にはよく見られた子守りする幼い子どもの生活の典型が描かれている。その子守りする子どもたちにも学校教育の機会を提供しようとしたのが「子守り学校」だった。「子守り学校」には様々な実施形態があり、時期的にも昭和期に至るまで存在した〔注〕。

〔注〕「子守り学校」の実態は、長田三男『子守り学校の実証的研究』（1995年、早稲田大学出版部）において詳細に解明されている。

学校に通うようになり、就学率が9割を超える程に向上してからも子どもたちはよく働いた。日本で初めて実施された1942年の『日本人の生活時間調査』（大空社から復刻された）は、第二次大戦末期においても子どもたちがよく働いていたことを実証している。

(2) 工場の幼年労働

工場制労働が始まったばかりの日本資本主義の原始的蓄積期に見られたいわゆる原生的労働関係すなわち女子の深夜労働と幼年労働が多かったことは、20世紀初頭に農商務省がまとめていた『職工事情』に描きだされている。

〔注〕『職工事情』は、農商務省商工局工務掛が工場法立案の資料とすべく1901（明治34）年に実施した各種工業部門の労働事情の調査報告書として、1903（明治36）年に印刷・刊行された。戦前は公刊されなかったが、戦後にいくつかの復刻版が刊行され、1998年には犬丸義一の校訂により『岩波文庫』に収録された。

これらを禁止する措置は、1916（大正5）年の工場法施行をまたなくてはならなかった。

(3) 子どもたちが働いていたことをしめす「農繁期休業」

1930年代まで日本の人口の半分は農山村に住んでいた。この戦前の農山村の小学校に

は「農繁休業」または「農繁休暇」の慣行〔注 1〕があった。これは、農繁期になると、親からその労働力を期待される子どもたちが学校を休んでしまうので〔注 2〕、やむなくとった措置ではなかったろうか。

〔注 1〕『広辞苑』（第 5 版）によると、「農繁休業」とは、「農繁期に農事の手伝いをさせるため、農村の小・中学校が一時授業を休んだこと。また、その休業日。」とある。

〔注 2〕1883（明治 16）年という早い時期に、熊本県から、農繁期には欠席してしまう子どもが多いので夏季休業期間中に授業をしたい旨の伺いが出されていたと記録されている。国立教育研究所『文部省例規——『文部省日誌』と『文部省普通学務局例規類纂』の間』1995 年、72～73 頁参照。

この「農繁期休業」については、管見の限り、かなり大きな事典や教育学関連の事典・辞書あるいは用語集に項目して採用された例はなく、この慣行に関する先行研究も、見当たらないように思われる〔注〕。学業そのものではなく、休業日という学校の教育活動以外の事項なので、研究されて来なかったのかも知れない。しかし、この慣行は日本の子どもたちがよく働いていたことをしめすものなので、やや詳しくふれておく。

〔注〕文部省編『学制百年史』のようないわゆる正史のみでなく、国立教育研究所『日本近代教育百年史 学校教育』のような研究書においても、索引項目に「農繁期託児所」はあるけれども「農繁期休業」「農繁休暇」はない。

「農繁休業」は、後述のように国民学校令以前は、法令により制度化されていたものではなかった。すなわち、1900（明治 33）年のいわゆる第 3 次小学校令による小学校令施行規則（明治 33 年 8 月 21 日文部省令第 14 号）の第 27 条には「小学校ノ休業日ハ左ノ如シ／三夏季休業日／四冬季休業日／五学年末休業日／六其ノ府県知事ノ定ムル休業日」とされ、「前項第三号乃至第五号ノ休業日数ハ府県知事之ヲ定ムヘシ」と規程するのみである。これによれば、「農繁休暇」は府県ごとに設置されていたと推定される。

実際、東京府の場合についてみれば、明治 41 年 3 月 11 日の東京府令第 21 号「小学校令及小学校令施行規則実施ニ関スル規程」第 23 条において夏季休業、冬季休業及び学年末休業を規定したのち、第 24 条において「前条ノ外一定ノ日ニ休業セントスルトキハ管理者又ハ設立者ニ於テ知事ノ認可ヲ受クヘシ」と定めていた。東京府に限らず多くの府県はこの種の規定に基づいて「農繁期休業」を実施していたのであろう。

東京府の場合は、『東京都教育史資料総覧 第 2 巻』（1992 年）に見る限り、国民学校令までは、府令や府の告示レベルでは「農繁期休業」の慣行に関する記述はない。他方、偶々筆者の手元にある県令や県の訓令より下のレベルの文書を目録化した尾形徳之・生馬寛信編『明治～大正期 佐賀県学事例規目録』（1999 年）には、「農繁期休業」の慣行に関する以下のような若干の文書が遺されているとされる〔注〕。明らかに系統的ではないが、後日のために掲げておく。

「農繁休業廃止について各町村長へ」（明治 39 年 6 月 7 日）

「小学校農繁休業願出に関すること 各町村長・小学校長へ」（大正 4 年 4 月 21 日）

「農繁休業中の学業の補充について報告のこと 各小学校長へ」（大正 4 年 7 月 7 日）

「農繁臨時休業に関すること」（大正 15 年 6 月 11 日）

〔注〕尾形徳之・生馬寛信編『明治～大正期 佐賀県学事例規目録』（1999 年）、11、

82、83 頁。

いずれにせよ、この興味深い戦前期の「農繁休暇」の慣行の実態をいっそう詳しく解明することは、今後の課題としておきたい。

(4) 青年期の分裂——青年大衆は働いていた

1930 年代までの日本では総人口の半分以上は農村にいた。戦前の日本では、青年期の教育は、最も比率が高くなった大戦末期でさえ同年齢層の約 2 割ほどに過ぎなかった中等学校の生徒たち、さらにはその上の学校に進学した生徒・学生たちと、中等学校に進学しない大部分の青年たちとに分裂していたことを忘れるわけにはいかない。

小学校を終えると農村、都会を問わず、家業を継ぐか工場、商店などに直ちに働きに出た。人々は、中等学校以上の生徒・学生を「青年」と呼ぶことはなかった。彼らにとっての小学校修了後の教育機関は実業補習学校でありその後身の青年学校であった。これらの教育機関は夜学か冬季のみ開校しており、そこに学ぶ者たちは昼間は働いていた。そのため、戦前の日本では、青年大衆の労働が問題になったことはなく、労働経験の欠如は専ら中等学校生徒の問題であった。

(5) (旧制) 中等学校生徒における労働体験の欠如

旧制中学校には、そしておそらく高等女学校や実業学校にも、農繁休業の慣行はなかったと思われる。中等学校に進学した者たちは、あまり働いていなかったのである。

中学校生徒における労働体験の欠如の問題は、早くから一部の識者に自覚されていたが、1930 年 1 月 10 日の中学校令施行規則の改正により、ようやく中学校の学科課程における教科・作業科の必修化と第一種課程（第 4 学年以上で「実業」を課す課程）と第二種課程の必置として結実したと考えられる。

教育学研究の世界ではあまり注目されてこなかった——尤もこの時期には旧制中等学校に関する研究自体がまだ極端に少なかった——この作業科の意義と実態並びに論点を初めて論じたのは、原正敏であったように思われる [注]。

[注] 原正敏「旧制中学における作業科——その技術教育的側面の検討」『科学史研究』No. 85、1963 年 6 月、85～89 頁。

ところでこの改訂による第一種課程は必置とされたにもかかわらず、上級学校進学対策に狂奔していた東京府立のすべての中学校のように、第一種課程を全く開設しなかったところもあったことは忘れられない。

なおこの種の改訂は中学校のみで、高等女学校、実業学校には実施されなかった。

(6) 制度化された農繁期休業

各道府県単位にいわば慣行として行われていた小学校の「農繁期休業」は、1941 (昭和 16) 年の国民学校令により一躍制度化された。すなわち、昭和 16 [1941] 年 3 月 14 日文部省令第 4 号小学校令施行規則 [国民学校令施行規則] 第 44 条は以下のように規定した。

第 44 条 国民学校ニ於テ第 32 条ニ規定スル課程表ニ依ル授業ヲ行ハザル日ハ左ノ如シ

一 一月一日及昭和 2 年勅令第 25 号ニ依リ休日タル祭日祝日

二 日曜日

三 夏季、冬季、学年末、農繁期其ノ他ニ於テ地方長官ノ定ムル日

第 45 条 前条ニ規定スル授業ヲ行ハザル日ハ毎学年百三十日以内トス

特別ノ事情アルトキハ地方長官ニ於テ前項ノ日数ヲ増加スルコトヲ得

前条第三号ノ日数ハ学年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

これを承けて昭和 16 [1941] 年 7 月 19 日制定の東京都の小学校令施行細則は、以下の
ように規定した。

第 38 条 規則第 44 条第 1 項第 3 号ニ依リ授業ヲ行ハザル日ヲ定ムルコト左ノ如シ

1 夏季 8 月 1 日ヨリ同月末日マデ

但シ土地ノ状況ニ依リ市町村長ニ於テ知事ノ認可ヲ受ケ 7 月 21 日以後授業ヲ
行ハザルコトヲ得

2 冬季 12 月 25 日ヨリ翌年 1 月 7 日マデ

3 学年末 3 月 26 日ヨリ同月末日マデ

4 農繁期 1 年ヲ通ジ 14 日以内

前項第 4 号ニ依リ授業ヲ行ハザルトキハ市町村長ニ於テ其ノ都度予メ学年及期間
ヲ定メ知事ニ届出ヅベシ

農繁期休業がこの時期になって制度化された背景には、長い間の無視できない慣行があ
っただけでなく、この時期になると戦争の拡大による軍事動員が強化拡大され、軍需生産
のための工場・鉱山に対する労働力動員が強められた結果、農村労働力の欠乏感が著しく
なってきたという事情があったものと思われる。

なおこの農繁期休業は、14 日間まとめて実施されたのではなく、田植え時、稲刈り時
などに分けて実施されたように思われる。

農繁期休業は、ある県内で一律に実施したものではなかったようである。筆者は小学校
(国民学校) 第 5 学年だった 1944 年 3 月末までは東京都中野区の学校に通学していたか
らもちろん農繁期休業はなかった。1944 年 4 月には縁故疎開して長野県の岡谷市中央国
民学校第 6 学年生となった。ここのクラスメイトには農家の子どももいたが、街中の学校
だったからか、農繁期休業はなかった。だから筆者は農繁期休業を体験としては知らない。

ただしこの学校では、時期としては 6 月に入ってからだったろうか、学校の課業として
5、6 学年の子どもたちは学校林まで登り、カラ松の枝をおろし、切り倒した。それから 1
週間ほど後には、先週切り下ろした(少し枯れてきた)カラ松の枝を束ねて背負い、学校
まで運んだり、切り倒したカラ松の幹を学校まで引きずり降ろした。この種の労働を全く
したことがなかった筆者にはかなりの負担だったが、それまで山林というものを全く知ら
なかったから面白かった。いずれも、冬場に教室で焚くストーブの燃料とするためである。
学校まで運ばれた枝を切りそろえ、幹を適当な長さに切断して薪にするために割って各教
室の側に積み上げたのは、同じ学校の高等科の児童であった。(初等科のみで高等科がな
かった市内のほかの小学校ではどうしていたのだろうか、不思議におもう。)

そのほか、夏だったか秋には学校の課業として山に登り、草を刈りとして背負い降ろし
たこともあった。戦時中故の課業だったのか、一般的な慣行だったのか、子どもの筆者に
は分からなかった。

(7) 労働の強制——戦時中の勤労働員

第二次大戦末期には、労働生活から遠い位置にいて働いたことがない中等学校以上の男
女の生徒・学生も、工場鉱山に強制的に動員された。

同じ大戦末期に始められた勤労働員や学徒動員については記録の掘り起こしや若干の実
態調査がある。しかし労働は強制されるべきものなのか、と考える契機だったが、その種

の考察は知られていないように思われる。

筆者は、勤労働員の本質的特徴は、教育活動をも含み込んだ国家権力による労働の強制にあったと考えている。そこには、自由であるべき人間労働の本質が欠けていたといわざるを得ない。

II. 戦後の子ども・青年の労働

(1) 戦後初期の子どもの労働

戦後教育初期の金字塔といわれる山形県の山村の中学校の実践記録『やまびこ学校』(1951年3月)によると、発足したばかりの山村の新制中学校子ども達はよく働き、家業が忙しい時には学校を休んで働いていたことがわかる〔注〕。

〔注〕現在は、無着成恭編『やまびこ学校』(岩波文庫、1995年初刷)で読むことができる。

戦後教育初期の子どもたちの大部分は、中学校を終えるとすぐ工場や農村に働きに出た〔注〕。

〔注〕佐野真一『遠い「山びこ」――無着成恭と教え子たちの40年』(文春文庫、1996年初刷)は、無着成恭の教えを受けた「やまびこ学校」の卒業生40人全員の卒業後の生活を追った調査記録である。

(2) 死語になった「農繁期休業」

戦後も暫くの間、小学校や新制中学校に農繁休暇が設けられていたものと思われる。

しかし、戦後になりNHKが系統的に『日本人の生活時間調査』を始めた1960年代には、子どもたちが労働に従事する時間はすでに激減していたことを示している。こうして「農繁休業」はおそらく1950年代に消滅したのではないかと思ったが、2005年2月11日の研究会に集った友人のなかで農村部で育った友人たちに尋ねたところ、中学校では田植えの時期と秋の稲刈りの時期には1970年頃まではそれぞれ数日間の「農繁休暇」があったし、それがなくなってからも暫くの間秋には中間休みがあったとのことだった。その話題の中で、1960年代に名古屋の南部に育った友人Aは、システムとしての「農繁休暇」がなかったためか、農繁期になると家の手伝いのために学校を休む子ども達がいたと記憶していた。全国的にどうだったのか調べることは、興味深い研究課題の一つである。

なお、農山村の学校で「農繁休業」がなくなった背景には、都会地への人口の移動・集中があったほか、相対的に人口が少なくなった農山村においても、農機具の機械化がすみ、子どもたちに手伝わせることが危険になったからだという説明もある。一理ある。しかしこれが、子どもたちが家業を手伝わなくなった事情のすべてではないように思われる。

(3) 学齢期の子どもも働いていた――夜間中学の存在

働いていたのは農山村の子どもたちだけではなく、都会地に叢生した夜間中学の存在・広がりも、中学生になっても学校に行かずに働いていた学齢期の子どもたちがたくさん存在していたことを実証していた。

学校教育法の制定施行により、新学制は1947年4月1日から発足した。義務教育9年制は1947年から学年進行で実施され、1949年度には完成した。1948年度から発足した新制高等学校の入学資格は当然のように新制中学校卒業とした。こんなことは当たり前のようだが、義務教育年限は6か年から一挙に9か年に延びたから、それ以前に旧制小学校高

等科のみで卒業した膨大な人数は高校入学資格さえ持たないこととなった。これに対処すべく新学制が用意した措置は、中学校の通信制教育の制度のみであった。

中学校の通信制教育は、全国すべての都道府県で1県1校以上の中学校で実施された。しかし、筆者の知る限り、この中学校の通信制教育は、教育委員会などがあまり熱心に宣伝しなかったこともあって、人々にあまり知られず、急速に減少していった〔注〕。

〔注〕 依田有弘「40周年を迎えた中学校通信教育」『教育』1989年4月号、127～128頁。

新制中学校は1947年から全国の津々浦々に開設され、義務教育は順調に伸展した如くに思われている。しかし現実には、この新制中学校に進学しないで働きに出ていった子どもたちの数は決して少なくなかった。この子どもたちに勉学の機会をさしのべたのは、前述の法令に根拠をもつ通信制教育ではなく、熱心な教師たちがはじめた、法令では認められていないいわゆる夜間中学校（中学校夜間学級）であった。その存在は、学齢期にすでに多数の子どもたちが働いていたことをしめしていた。

早くも1948年に神戸市に設置された夜間中学校は、1953年には71校に達したとされ〔注1〕、2004年現在になお全国に35校の中学校夜間学級（夜間中学校）存在していることが知られている〔注2〕。しかし、近年に夜間中学校に在籍する者は学齢期の子どもたちとは限られない。

〔注1〕 文部省初等中等教育局中央青少年問題協議会編『夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査報告書（昭和28年12月1日現在）』

〔注2〕 沢井留里「第50回夜間中学校研究大会——隠されたものの声」『教育』2005年3月号、114～116頁。

（4）高校進学率の向上——青年期の様相の変化

日本社会の変化にともない1950年代後半から、全人口のおよそ半数を擁していた農村から都市への激しい人口移動＝都市への集中が始まった。ことに1960年代に始まったいわゆる経済の高度成長期は、青年期の様相を大きく変化させた。

戦後の生活水準の回復・向上と相まって高校進学率が急激に上昇したこともその一つである。高校進学率の上昇にともない、15歳で中卒後すぐに働き始める少年たちが急速に減少していった。こうして、青年期における労働体験の減少問題は中学生から高校生へと移った。（中学生による新聞配達——新聞少年が消えていったのは、いつころだろうか。若干の友人に尋ねたところでは、1970年前後までは朝早くに起きて新聞配達をしていた中学生がいたとのことだった。）

教育を受ける機会を拡充するために制度化された定時制課程とくに夜間課程は、働く青年たちに重要な学習の場を提供してきた。しかし、高校進学率が上昇するなかで、定時制課程に在籍する生徒は急減していった。夜学に学ぶ必要がなくなる程生活水準が向上したことは喜ばしいが、その反面、働く青年が減少していったわけである。

いわゆる進学校と就職者が多い高校とでは大きく違っていたであろうが、高校生がいつ頃からアルバイトに精を出すようになったのか、も興味あるテーマである。筆者が1960年代初頭に勤務していた東京の下町の工業高校では、クラスの半数前後はアルバイトに精を出していたように記憶する。

（5）子ども・青年における労働体験の減少と「勤労体験学習」の登場

1973年には、高校進学率の全国平均は90パーセントを超えた。高校生の大部分は全日制課程に学んでいたから、労働体験の有無は、現代の青年期の最も熱い問題となってきた。

学習指導要領が「勤労生産的行事」を取り入れた背景には、都会地だけでなく、農山村においてさえ子どもたちが労働に従事しなくなった事実があったように思われる。

「勤労生産的行事」なるものは中学校高等学校ともにすでに1960年代の各学校の学習指導要領の時代から今日に至るまで特別活動の「学校行事」の中に盛り込まれてきた。

高校についてみると1976年に理科教育及び産業教育審議会が高校職業教育改革を議論する中で「勤労に関わる体験的学習」を重視すべきだとしたことが発端となって注目されるに至り、これを中学校の技術科に続く教科として高校の教育課程に位置づけるべきだとする主張が生まれた。これに対して、普通科高校長たちが強力に反対した結果、1978年改訂の高等学校学習指導要領の総則の一般方針等の第4として「勤労に関わる体験的な学習」を重視すべきことがうたいあげられたという経緯があった。

原正敏は、作業科や実業科の設置やそれがやがていわば教科外の「修練」とされて収斂してしまった旧制中学校の歴史的経験に鑑みて、高校の普通科における技術教育を重視する観点から、教科として位置づけるべき課題である、と繰り返し訴えた〔注〕。

〔注〕原正敏「勤労にかかわる体験的学習の問題点」『技術教育研究』第11号、1977年1月、72～83頁。同「『勤労にかかわる体験的学習』を否定するだけで事はすむのか——旧制中学の作業科・実業科・修練の教訓から」『技術教育』第296号、1977年3月、51～58頁。同「勤労にかかわる体験的学習の歴史的検討」『日本の民間教育』第14号、1977年4月、157～168頁。同「勤労にかかわる体験的学習の歴史的検討」『日本産業教育学会研究紀要』第8号、1977年8月、1～14頁。

(6) 学習指導要領版「勤労体験学習」の破綻

上述の経過の中で普通科高校長会が実施したアンケートは、すべての学校で「勤労体験学習」を、あるいは技術教育の教科を、という問題提起には強く反対する意向を示した。この影響は大きかった。

結果として、すべての学校で「勤労体験学習」という問題提起は、各学校の学習指導要領の総則に書き込まれ、特別活動の中に「勤労・生産的行事」が例示されただけであった。その結果、筆者らが予測したようにごく一部の研究指定校で道德教育まがいの単なる体験学習としての道路の清掃などとして実施されたにとどまり、技術教育あるいは職業教育の内容的な課題の中に位置づける実践はほとんどなく、大部分の学校では全く無視された。研究指定を受けた学校でも、指定期間を終われば早々にやめてしまう一過性の実践に終わった。こうして、この時の「勤労体験学習」という問題提起は破綻したといえよう。

破綻したのは、基本的には、学校現場すなわち教師たちに理解がなかったからであろうと思われる。

II. 職場体験学習、インターンシップの誕生と盛行

(1) 中学生の「職場体験学習」

兵庫県教委は、神戸で起こった少年による殺傷事件を契機として、1998年度から県内全中学校で2年生全員を対象として「トライアルウィーク」と称する1週間(5日間)に

わたる「職場体験学習」を実施し始めた〔注〕。この取り組みはたちまちのうちに全国に波及したといわれる。

〔注〕1998年度から兵庫県で実施されている職場体験学習の取り組み「トライアルウィーク」については、網麻子『トライアルウィークーひょうご発・中学生の地域体験活動』（神戸新聞総合出版センター、2002年）に詳しい。

1999年1月に開催された日教組の第48次の教育研究全国集会（於岡山市）の技術・職業教育分科会では、必ずしも能弁とはいえない中学校の技術科の報告者たちから、中学校における就業体験学習の実践が数多く報告された〔注1〕。報告したのは兵庫県の代表だけではなく、県内すべての中学校で実施したのは兵庫だけであった。第2学年で実施していたことはほぼ共通していたが、実施期間も1日のみとか2～3日など様々であった。いずれにせよ、前年までには見られなかった状況であり〔注2〕、助言者・司会者団もあまり予想していなかったため、急な変化に驚いたことが忘れられない。

〔注1〕日本教職員組合編『日本の教育 第48集』（1999年8月、210～211頁）

〔注2〕日本教職員組合編『日本の教育 第47集』（1998年8月）に記録された1998年1月に開催された全国集会の技術・職業教育分科会の様子には、この種の報告は1編もなかった如くである。

しかし、この第48次の教育研究全国集会に反映された状況から推測すると、網麻子が言うように各府県が兵庫県教委の取り組みに学んで始めたとはばかりは言い切れないように思われる。たとえば翌2000年1月の同じ教育研究全国集会（於金沢市）の分科会で千葉の代表は、「報告者の勤務校では職場体験学習は10年ほど前から進路指導の一環として実施している。」とのべ、茨城代表も2年前（つまり1998年）からこの種の実践が実施されてきたと報告していたからである〔注〕。

〔注〕日本教職員組合編『日本の教育 第49集』2000年8月、201頁。

いずれにせよ、「職場体験学習」が上から組織されてきた動きでうることには疑いはないようであり、教育課程上の位置付けのほか、「この職場体験学習の出発点が納得できない。率直に言えば上からの押しつけで始まったに過ぎないのではないか、勤務校の場合、上から実施するよう言ってきたので学校独自の判断で実施しようと計画していたら一週間やれと言ってきた、他県の場合もおそらく同様で、上からの押しつけで始められ、それを学校が合理化しているに過ぎないのではないか」、「職場体験学習には流行っているないし上から言われたからやっているという感じが否めないけれども、その意義はどこにあるのか、働くことの厳しさを学ぶとか、きちんと挨拶することに感心するというような礼儀正しさを学ぶということだけでよいのか」などという疑問が投げかけられている〔注〕。

〔注〕日本教職員組合編『日本の教育 第49集』（2000年8月、201頁）

『中学校学習指導要領』の改訂が告示されたのは1998年12月であり、その改訂への移行措置に入ったのは2000年4月以降で、全学年に完全実施されたのは2002年4月からであるから、かかる動きが『中学校学習指導要領』改訂に連動したものでなかったことは明らかである。同じことは、高校にこの種の実践が増加したことについても指摘できる。

筆者の知る限り、これまでの「職場体験学習」の実践は例外なく教委主導である。こうした点からみて、筆者らの知らない別の契機があったのかも知れないというほかない。

（2）高校生のインターンシップ

高校には、水産科の漁業科、家庭科に属する調理科、福祉科、衛生看護科など、極めて僅かではあるが、その教育課程の中に職業体験を位置付けている専門学科もある。その他、農業科のように、学校における実習が事実上職業体験に近い性格をもつ学科もある。しかし逆にいえば、高校においても、普通科をはじめとして職業体験を学ぶ機会が組織化されている学科は少ない。

そこで、高校生に職業体験の場を提供しようと登場したのがインターンシップである。

たとえば、日教組の第49次の教育研究全国集会（2000年1月、於金沢市）の技術・職業教育分科会では、熊本（高）から、「商業科一学級の三学年の『総合実践』の授業の一環として七月中旬の二日間に実施した職場体験学習を報告した。町の商工会の事務局長の世話で行き先の企業や団体を調整してもらい、最低二名から一〇名程度の班を組んで参加する方式であった。事後に実施したアンケートでは約九割の生徒には好評で、職場の雰囲気分かったので就職活動に参考になったという生徒も多く、また家でこの職場体験について親と話し合った生徒も多かったという。――中略――一定期間の労働となると賃金をきちんともらうことも職場の厳しさを学ぶという点で必要になるのではという質問（長崎）もあったが、企業によってはよく働いてくれたから賃金を払いたいとの申し出もあったけれども、この学習の目的はアルバイトではないからと賃金はもらわなかった。」と報告されていた〔注〕。

〔注〕日本教職員組合編『日本の教育 第49集』2000年8月、201頁。

しかし、高校生の現場実習あるいはインターンシップの歴史については、別の機会にやや詳しく書いたことがある〔注〕ので、ここではあまり立ち入らない。

〔注〕拙稿「日本におけるインターンシップ（現場実習）の諸類型――初等・中等教育を中心に」（『中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展に関する実証的研究』平成12年度～平成14年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2）研究成果報告書、平成15（2003）年3月）を参照。

（3）奉仕活動義務化の動き

周知のように、石原慎太郎知事の下にある東京都教育委員会が都立学校に対して君が代斉唱、国旗掲揚を強要している。今度は同じ教委が青少年の奉仕活動を05年度に試行し、06年度から義務化しようとしていることが注目される〔注〕。教育改革国民会議の中間報告で不評を買い、一度は後退した発想が一部で再び現実味を帯びてきたわけである。

〔注〕美月俊「奉仕活動ふたたび」『教育評論』2005年2月号による。

IV. 就労体験学習あるいはインターンシップの課題

（1）インターンシップの登場

バブル経済が破綻して低成長時代に入った20世紀の最末年に、就労体験学習あるいはインターンシップが登場して注目されるようになった〔注〕。こうした動きの背景としては、高卒者におけるフリーターの増加、早期の転職者の増加、卒業までに就職先が決まらない者の増加、工場の海外移転――産業の空洞化、企業の合併、リストラにともなう若者の失業者の増加などの事情が指摘されてきた。高校生や大学生に対して職業意識を強化しようというわけである。

しかし、高校生対象の就労体験学習あるいはインターンシップの場合も、その卒業生が

フリーターになる割合が最も高い高校普通科ではあまり熱心でない印象が強い。

なお、大学卒業者の就職については、産業界と大学などの間で、学生の職業選択の自由を奪いあるいは狭めており、企業側からみても選抜範囲を狭めているとして、就職活動開始の期日を決めて一斉期日に採用試験を実施することを決めていた就職協定が破棄された〔注 1〕。大学の斡旋、学生の就職活動に対するこの措置の影響は決定的に大きかった、筆者は考えている。こうして 50 社を受けてやっと決まった、自分は世の中では必要とされないのかと思ったという学生も決して少なくない状況が生まれた〔注 2〕。

ただし、この就職協定破棄の動きに対する教育界の反応が極めて鈍感だったことは記憶されてよい。高卒者の就職についても就職協定破棄の圧力が強まっているからである。

〔注 1〕 就職協定破棄後の大学生の就職活動については、たとえば、安田雪『大学生の就職活動——学生と企業の出会』(中公新書、1999 年)を参照。

〔注 2〕『教育』2005 年 3 月号、93 頁。

(2) 就労体験学習あるいはインターンシップの可能性と課題

就労体験学習あるいはインターンシップの意義と課題を整理する必要がある。以下には、中学校、高等学校に限らず、就労体験学習あるいはインターンシップの実施に関連する一般的な若干の課題を覚書として掲げておきたい。就労体験学習あるいはインターンシップは、「総合的な学習の時間」や「特別活動」、高等学校の場合には「産業社会と人間」など、特定の教科にしばられない実践として組織することが可能なので、その可能性を生かす工夫をもとめたいからである。

とくに「就労体験学習」とは、雇用労働を禁止されている中学生に対する取り組みである。このことの教育上の意義を突き詰めた論考が少ないことを指摘しておく。

○就労体験学習あるいはインターンシップで生徒たちは何を学んでいるか。

就労体験学習あるいはインターンシップを実施する前後に、生徒たちは労働についてどれだけ学んでいるのだろうか。学ぶ機会が与えられているのだろうか。

大切には違いないにしても、挨拶や礼儀正しさなど躰の大事さを学んでいるに過ぎないという批判も少なくないからである。

筆者自身はかねてから技術・職業教育の観点からくり組むことを重視するよう提唱してきたが、これまでのところ、このような観点のみを重視する考え方は少ないようであるから、これに拘泥する必要はないかも知れないと思うに至っている。しかし、労働や職業について教え、考えさせることは必要だと考えている。

○賃労働の本質的特徴について学んでいるか。

近代社会では、極めて僅かになってしまった農業などをのぞくと、労働はほとんどの場合、賃労働であることを学んでいるか。

賃労働とは時間決めの労働力の売買であること(労働基準法第 15 条)を学んでいるか。

労働力の売買が時間決めであることは、生徒たちもアルバイト経験を通して知っているはずである。その経験は客観化されているのだろうか。

体験した職場できちんと時間が遵守されていることを学んでくる生徒・学生は多い。それが賃労働の本質に由来することを学ばせないと、躰の問題に解消されてしまう。

就労体験学習あるいはインターンシップの中で、あるいはその前後に、労働基準法などの労働法制を学ぶ機会が与えられているのだろうか。

○最低賃金制について学んでいるか。

日本においても最低賃金が定められていることを学んでいるか。

労働者階級の要求は全国一律の最低賃金制であった。最低賃金法が制定されたのちも、経営者側の要求と折り合わず、結局、地域別、産業別の最低賃金が決められるにとどまっております。一部にせよ産業別の最低賃金が定められている都道府県は少ない。

アルバイトやパートの賃金は、概ねその地域の最低賃金すれすれに設定されている。

○労働組合について学んでいるか。

教育研究全国集会におけるある高校のインターンシップの実践報告の中で、生徒が職場の人から残業は会社と企業との間の協定で規制さそているという話を聞いてきたと記録されていた。筆者はいわゆる 36 条協定のことだと理解したが教師はそこまで気が回らなかったようであった。珍しい事例なので詳しく尋ねたところ、地域の電力会社でのことだった。筆者が知る限り、就労体験学習あるいはインターンシップのなかでこのように労働組合について学んでいる機会は極めてまれである。

現実には労働組合の組織率は年々低下しており、就労体験学習あるいはインターンシップに行く職場では労働組合が組織されていない場合は多い。教師たちには、労働組合が組織されていない職場をどう教えるかが問われているのではないか。

○安全への配慮、保険について

就労体験学習あるいはインターンシップが盛行しているとはいえ、日本の産業の最も重要な部分を担っている製造業の受入は少ない。製造業の企業があまり熱心でないのは、生徒たちの安全への配慮からだといわれている。高校工業科における取り組みの事例が意外に少ないのも同じような理由とされている。

筆者の知る限り、日本の学校は児童・生徒の遠足、社会見学、修学旅行、学校外での対外試合などの際に、障害保険をかける習慣がないように思われる。安全への配慮がいわば精神的なかけ声に終わっているのだ。日本体育学校健康センター〔1960年に発足した旧日本学校安全会の後身〕の共済制度が保険制度を代替していると思ひこんでいる場合も少なくない。危険をとまなう場が少なくない「就業体験学習」や「インターンシップ」ではこのことが問題になる。幸いに、筆者が見聞した事例の多くは、教育委員会が予算を組んで障害保険をかけている。この習慣はほかの校外活動にも及ぼして欲しいように思われる。

○職業についての自覚と展望に関連して

「就業体験学習」や「インターンシップ」の前後で職業生活はどのように教えられ、考えさせられているのだろうか。

「就業体験学習」や「インターンシップ」の実施に際して、行き先を生徒・学生の希望に添って決めている例は多い。一見教育的に配慮しているかに思われるが、疑問を禁じ得ない。実施前によほど丁寧なガイダンスが行われない限り、生徒・学生がもっているいわばありきたりの極めて狭い範囲の知見に左右されてしまい、職業生活に関する知見を広める折角の機会が失われているのではないか、という疑問が残るからである。

(3) 就業体験学習あるいはインターンシップの評価

A 生徒、学生、実習先企業の評価

「就業体験学習」や「インターンシップ」の実施後の生徒、学生の評価は、管見の限り、ほとんど例外なく好評である。また、実習先企業の評価は当然に多様であるが、学校側の

意図を概ね積極的に受けとめているといえる。

B 教師たちの評価

これに対して、「就業体験学習」や「インターンシップ」の実施後の、これに関する教師たちの評価は、管見の限り、なぜかあまり知られていない。

教師の多くは、多くは高校の普通科を卒業し、大学を卒業してただちに教職に就いている。彼らの多くがいわゆる中間層出身であることも見逃せない。

教員たちは、教師以外の職業体験をもたない〔注〕。就労体験学習あるいはインターンシップを実施するなかで、教師自身も様々な産業や教師以外の職業について考える契機を与えているはずと推測されるが、その種の報告に接したことがほとんどない。

〔注〕高校の職業学科の専門科目には、例外的に教職以外の職業経験をもつ者がいる。その場合でも 10 パーセントを超えることはないようである。

ある中学校の教師は、生徒がおもちゃを作っている工場に行ってみたくてというので地域にあったはずだと探したところ、少し大手のおもちゃ製造工場はみな海外に移転してしまったと知り、改めて驚いたと報告していた。この事例は、教師が地域の産業の実態を意外な程知らないことを露呈している。こういう事例は多いのではなかろうか。

たとえば、アルバイトをしている生徒たちが多い学校の教師たちは、自分の地域の最低賃金を知っているのだろうか。

むすびに代えて

(1) 労働市場の改善を

厚生労働省が 2005 年 1 月 12 日に発表した「平成 17 年 3 月高校・中学新卒者の就職内定状況」及び「平成 16 年度大学等業者就職内定状況調査」（文部科学省との共同調査）によると、今春卒業予定の高校生の就職内定率は、昨年 11 月時点で、前年同期を 6.3 ポイント上回る 67.7 %、求人倍率も 1.15 倍となり、4 年ぶりに 1 倍を超えた。大学生の就職内定率（12 月 1 日現在）も前年同期を 0.8 ポイント上回り、74.3 %だったという〔注〕。もちろん地域差もあり、とくに大学生の就職内定率には改善が見られないものの、高校新卒者の就職内定状況に改善が見られたことは、素直によかったと思う。フリーターやニートが生まれる背景がほんの少しとはいえ改善されつつある、と思われるからである。

〔注〕『Business Labor Trend』2005 年 3 月号、38 頁による。

家庭電気製品をふくむ精密機械類製造の海外進出も、技術の移転・拡散をおそれる企業が現れて上げどまり、内地生産に切り替える企業が現れているとも伝えられている。

しかし、部品製造の外注、派遣労働者など一時雇用の労働者への依存傾向は依然として強まっているから、楽観は許さない。

フリーターやニートが生まれる背景としての労働市場の改善がもためられている。

(2) 「総合的な学習の時間」の帰趨と「勤労体験学習」

昨 2004 年末に OECD の学習到達度調査の結果が発表されて以来、日本の子どもたちの「学力低下」の声が高まってきた。こうした中で文部科学大臣は「学力低下」を理由に「ゆとり学習」をスローガンに掲げた学習指導要領の改訂を公然と口にするようになった。かくて、今次学習指導要領の売りの題目の一つだった「総合的な学習の時間」の扱いも一つの焦点になっているといわれる。小学校第 1、2 学年に導入された生活科の扱いもやり玉

にあがっている。

とすると、小学校の生活科は別としても、「総合的な学習の時間」の最も有力な活用形態の一つであった中学校の「職場体験学習」や高校のインターンシップのあり方も問われることになる。せっかく、日本の教育風土には珍しく緒に就いた労働教育の試みが、「総合的な学習の時間」の削減たどで失われることをそれるものである。

わたくしは、基礎学力の低下問題を口実として中学生の「職場体験学習」や高校生のインターンシップを廃止することには大きな疑問を感ずる。たしかに「職場体験学習」やインターンシップにより授業時間がそれだけ減少するには違いない。しかし、この体験が学習の妨げになるとは思わないからである。基礎学力の回復には、きちんとした教育学的な観点からの議論もなく導入された学校週五日制〔注〕の見直しなど、もっと別の方策が探求されるべきものと考える。

〔注〕文部省が重い腰を上げて学校週五日制の導入が企図されたとき、日本の教育学界では筆者の知る限りこれといった賛否をめぐる議論はなかった。日教組がそれより以前から五日制の導入を主張していたこともあって、これに公然と反対しにくい風潮があったのだろうか。こうした中で公然と反対意見を表明したのは、藤田英典など極めて僅かであった。

(3) 労働学習は平和な環境で

戦時中の勤労働員の本質は国家権力による労働の強制であり、それは教育活動とは無縁であった。その経験は、最も人間的な営みである労働の本質を冒涇するものであったといわなくてはならない。また、元来「奉仕」は他から強制されるべきものではないという意味でも、奉仕活動を制度的に強制しようとする東京都教委の企図には賛成できない。

最近、村上龍『一三歳のハローワーク』（幻冬舎）がよく売れているといわれて注目されている。菊地良輔はこの書物について、ここでは自衛官が職業に入れられていることに疑問を呈し、自衛官のしごとは人間的労働ではないことを厳しく衝いている〔注1〕。

また藤岡貞彦はもっと単刀直入に、日本国憲法第9条が改編されれば、昨今の恐るべき人数のフリーターやニートを迎えるのは徴兵制だと述べている〔注2〕。今日の日本で労働学習の位置付けを考える場合には、こういう危機感が求められているのではないか。

〔注1〕 菊地良輔『「一三歳のハローワーク」をどう考えるか』『進路教育』第164号、2005年2月、60～65頁。

〔注2〕 藤岡貞彦「憲法9条、ええじゃないか」『教育』2005年3月号、123頁。

〔付記〕本稿は、以前に書いた拙稿「日本におけるインターンシップ（現場実習）の諸類型——初等・中等教育を中心に」（『中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展に関する実証的研究』平成12年度～平成14年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2）研究成果報告書、平成15（2003）年3月、研究代表者・佐々木享）との重複を避けたつもりであるが、一部重複することは不可避であったことをお断りしておく。